

食品安全委員会（第620回会合）議事概要

日 時：平成28年8月30日（火） 14：00～14：51
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか5名出席
傍聴者：報道8名、行政機関4名、一般4名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・動物用医薬品 1品目
「ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤(ベコクサン)」

→農林水産省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・プリオン「牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）」について

→事務局から説明。

「BSE検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統、除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（３）平成２８年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

→担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。

平成２８年度食品安全確保総合調査の追加課題について、案のとおり決定された。

（４）食品安全関係情報（７月１５日～８月５日収集分）について

→事務局から報告。

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)が公表した、未処理生乳を介したダニ媒介性脳炎(TBE)ウイルスの伝播に関するQ&Aについて報告。